

## 令和 5 年度国民健康保険事業費納付金の本算定結果等について

## 1 事業費納付金について

- (1) 令和 4 年 12 月末に国から示された確定係数に基づき算定した事業費納付金（以下「納付金<sup>※1</sup>」という。）総額（激変緩和措置後）は約 590 億 9,086 万円と、前年度の本算定結果（約 564 億 4,750 万円）と比較して約 26 億 4,336 万円（4.68%）増加した。
- (2) 納付金総額が増加した主な要因は、納付金の引下げの効果を持つ前期高齢者交付金（追加交付の基金積立分は除く）が約 20 億円、後期高齢者支援金国庫負担金が約 8.3 億円などの増加が見込まれるものの、被保険者一人当たりの診療費の増加により保険給付費が約 38 億円のほか、社会保険診療報酬支払基金に納付する後期高齢者支援金が約 26 億円の増加が見込まれることなどによるものである。
- (3) 市町村ごとの納付金総額では 30 団体（85.71%）が増加、5 団体（14.29%）が減少となった。
- (4) 被保険者 1 人当たりの納付金（激変緩和措置後）は、納付金総額の増加により 137,536 円と、前年度の本算定結果（126,781 円）と比較して 10,755 円（8.48%）増加した。
- (5) 市町村ごとの被保険者 1 人当たりの納付金では全ての市町村で増加となり、最大の伸び率は 10.48%（13,427 円）であった。
- (6) なお、前期高齢者交付金の返還が全国的な傾向となっており、同交付金の精算により、納付金の変動するリスクへの対処も必要であることから、前期高齢者交付金の追加交付分のうち、20 億 3 千万円を財政安定化基金（新たな財政調整事業）に積み立てる（＝歳入財源の留保）こととした。

国民健康保険事業費納付金の本算定結果				
年 度	令和 5 年度	令和 4 年度	対前年度	
			増減数	増減率
納付金総額	59,090,865,714円	56,447,507,275円	2,643,358,439円	4.68%
被保険者数（一般分）	429,640人	445,235人	▲ 15,595人	▲ 3.50%
被保険者 1 人当たり納付金（一般分）	137,536円	126,781円	10,755円	8.48%

市町村ごとの伸び率 (被保険者 1 人当たり納付金 [一般分])		増 加	減 少
対前年度	増減数	35団体	0団体
	割合	100.00%	0.00%
最 大		10.48%(13,427円)	

※1) 納付金：各市町村が都道府県に納める金額。都道府県の給付費総額から、前期高齢者交付金や療養給付費等負担金、保険者努力支援制度（都道府県分）など都道府県に交付される公費を控除した額を、被保険者数や所得水準、年齢調整後医療費水準等に基づき市町村ごとに按分して算出している。

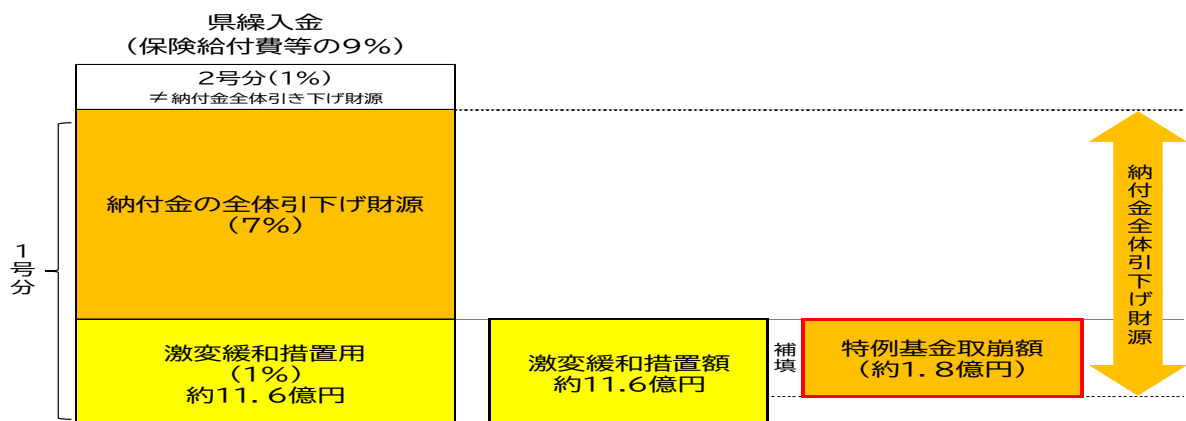
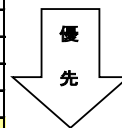
## 2 激変緩和措置の内容について

- (1) 制度改革の前後で、被保険者の保険料（税）負担が急激に増加することを回避するための仕組みとして、前年度に引き続き激変緩和措置を実施した。
- (2) 具体的には、平成28年度における被保険者1人当たりの納付金相当額と、令和5年度の1人当たりの納付金を比較して、増加する金額のうち、例えば医療分は、対令和4年度比で自然増（3.04%）及びδ（1.50%）分を除いた金額を措置している。
- (3) 算定したところ、下表のとおり激変緩和措置の対象額が約14億2,500万円となり、約12億8,100万円の激変緩和措置の財源額では不足しているため、対象額に調整率（≒0.9（※））を乗じて激変緩和措置を講じることとした。
- (4) その結果、30団体に対して総額約12億8,100万円の措置を行うこととなり、前年度の本算定結果（23団体、総額約5億7,800万円）と比較して7団体（30.43%）、総額では約7億300万円（121.56%）の増加となっている。
- (5) なお、激変緩和措置に活用する財源のうち県繰入金については、激変緩和措置を実施しない場合には納付金全体の引下げ財源として活用するが、そのうち約1億8千万円については、下図のとおり特例基金（激変緩和分）を全額取崩し、納付金全体の引下げ財源の減少分を補填することとした。

年 度	令和5年度	令和4年度	対前年度	
			増 減	増減率
激変緩和措置対象	30団体	23団体	7団体	30.43%
激変緩和対象額	1,425,290,400円	578,529,211円	846,761,189円	146.36%
激変緩和措置額	1,281,812,218円	578,529,211円	703,283,007円	121.56%

激変緩和財源額が不足のため、激変緩和対象額に調整率（≒0.9）を乗じ、激変緩和措置額を算定。

財 源		
国の財政支援	暫定措置	87,999,000円
	追加激変緩和措置	35,200,000円
	計	123,199,000円
県繰入金（1号）	定率分（1/9）	1,158,613,218円
合 計		1,281,812,218円



### 3 標準保険料率（理論値）※<sup>2</sup>について

【資料 1 - 2】「令和 5 年度国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率（理論値）」  
のとおり。

※<sup>2</sup> 標準保険料率（理論値）：

統一の算定ルールに基づき県が算定する理論値であり、市町村毎の保険料率の標準的な水準を表す「市町村標準保険料率」（算定方式：宮城県は 3 方式）と、県内全ての市町村の標準的な水準を表す「都道府県標準保険料率」（算定方式：2 方式）がある。

なお、実際の保険料（税）率は、標準保険料率（理論値）を参考として各市町村が決定するため、今回の算定結果が実際の保険料（税）率を示すものではない。

### 4 令和 5 年度における各市町村の保険料（税）率の改正に関する検討状況 （令和 5 年 1 月 2 6 日 現在）

- (1) 令和 5 年度の国民健康保険料（税）率の改正に関する検討状況の調査を行ったところ、その結果、「改正する予定」であると回答したのが 8 団体（22.86%）、「改正しない予定」であると回答したのが 24 団体（68.57%）、「現時点では分からない」と回答したのが 3 団体（8.57%）になっている。
- (2) 「改正する予定」であると回答した 8 団体のうち、4 団体が引き上げの見込み、残りの 4 団体が引き下げの見込みと回答している。

令和 5 年度における各市町村の国民健康保険料（税）率の改正に関する調査結果		
	団体数	割合
改正する予定	8団体	22.86%
引き上げの見込み	4団体	
引き下げの見込み	4団体	
据え置きの見込み		
現時点では分からない		
改正しない予定	24団体	68.57%
現時点では分からない	3団体	8.57%

（令和 5 年 1 月 2 6 日 現在）